

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書

【概要版】

（補助金・負担金等に係る事務の執行について）

八尾市包括外部監査人

公認会計士 中西 清

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1．報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料をもとに記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2．端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
【 1 】 外部監査の種類	1
【 2 】 選定した特定の事件	1
1 . 包括外部監査の対象	1
2 . 包括外部監査対象期間	1
【 3 】 特定の事件を選定した理由	1
【 4 】 包括外部監査の方法	1
1 . 監査の視点	1
2 . 主な監査手続	2
【 5 】 包括外部監査人補助者	3
【 6 】 包括外部監査実施期間	3
【 7 】 利害関係	3
第 2 八尾市補助金等の概要	4
【 1 】 補助金等の内容	4
1 . 意義	4
2 . 補助金・負担金等の定義	4
【 2 】 補助金・負担金等の支出状況	5
1 . 補助金・負担金等の年次推移	5
【 3 】 補助金等の管理規定の概要	6
【 4 】 監査対象とした補助金・負担金等	7
第 3 監査の結果及び意見	14
最後に	28

第 1 包括外部監査の概要

【 1 】 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

【 2 】 選定した特定の事件

1 . 包括外部監査の対象

補助金・負担金等に係る事務の執行について

2 . 包括外部監査対象期間

原則として、平成 29 年度を監査対象期間とし、必要に応じて、直近の状況や平成 28 年度以前も含めた。

【 3 】 特定の事件を選定した理由

我が国経済は、緩やかな景気回復の動きが見られるものの、依然として厳しい財政状況が続いている。また、少子高齢化が進む中、将来的な歳入増加は期待できず、今後も厳しい財政状況が続くことが予想され、引き続き歳入増加施策とともに、歳出削減施策が重要な課題となる。

八尾市（以下、「市」という）の平成 29 年度一般会計当初予算は 101,395,302 千円であり、このうち補助金・負担金等は 12,765,193 千円（企業会計への繰出金を除く）と、歳出全体の 13%程度を占めている。

補助金・負担金等は、それぞれが政策目的達成のための手段として重要な機能を有していると思われるが、社会情勢の変化とともにその必要性が変化するものでもある。そのため、補助金・負担金等の事業目的が達成されているか、行政の公正性を欠くおそれがないか、住民の自立を阻害するものがないか等の検討は重要である。

市においても平成 28 年度～平成 32 年度の「八尾市行財政改革行動計画」において、補助金・負担金等の見直しを掲げて実施しているところではあるが、現下の財政状況を前提として、補助金の公益性、公平性及び透明性並びに負担金の必要性等の検証を行うことは、有意義であると思われる。

以上より、補助金・負担金等に係る事務の執行を監査対象として選定した。

【 4 】 包括外部監査の方法

1 . 監査の視点

補助金・負担金等の要領等は整備されているか

補助金・負担金等の事務の執行は法令や条例等に準拠して適切に行われているか

補助金・負担金等の公益上の必要性はあるか
補助金・負担金等の交付及び負担に関する効果測定が行われているか
補助金の使途に関し、適正な報告が行われているかを確認しているか
補助対象事業の目的等を勘案し、適切な交付期間の終期を設定しているか
負担金の金額や負担割合等は適切な水準であるか

2. 主な監査手続

補助金等の要領等が整備されているかの検討

各補助金等の交付要綱を入手するとともに、適宜、担当者への質問を行い、補助等が、根拠法令等に照らして妥当であるかを検討した。

補助金等事務の法規性の検討

各補助金等の交付要綱の内容を吟味し、補助金交付申請書及び補助金決定通知書等の閲覧により、補助金等の事務手続(申請、交付決定、金額確定通知等)が法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適切に行われているかを検討した。

公益上の必要性の検討

各補助金等の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、交付要綱等の内容を吟味し、補助金等の交付目的、負担金の負担目的、補助対象事業の内容、支出費目等から補助事業に公益性が認められるかを検討した。また、補助金等に関する大阪府下にある他の中核市の取り組み状況のアンケート調査及び中核市比較分析を実施し、公益上の必要性を検討した。

補助金等の交付及び負担に関する効果測定の検討

各所管課で作成されている事務事業評価シートを入手し、補助事業等に適合した成果指標が設定されており、補助金等の目的達成度や効果の測定が適切に行われているかを検討した。

補助金等の使途に関し、適正な報告がされているかを検討

各補助金の実績報告書を入手するとともに、交付要綱の内容を吟味し、補助金等の使途に関し、法令、条例、規則及び要綱等に準拠して、適切に報告されているかを検討した。

適切な交付期間の終期を設定しているかを検討

各補助金等の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、担当者への質問を行い、交付期間の終期が適切に設定されているかを検討した。

負担金の金額や負担割合等に関する検討

各負担金の概要理解を目的とする所管課へのアンケート調査を実施するとともに、担当者への質問を行い、負担金の金額や負担割合等が適切に設定されているかを検討した。

【5】 包括外部監査人補助者

奥谷恭子（公認会計士）
刀禰 明（公認会計士）
浅沼（平岩）由希子（公認会計士）
成山哲平（公認会計士）
嶋崎 諒（公認会計士）
吉岡千浩（会計士試験合格者）
松本好史（弁護士）

【6】 包括外部監査実施期間

平成30年4月1日から平成31年1月29日までの期間で監査を実施した。

【7】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

第 2 八尾市補助金等の概要

【 1 】補助金等の内容

1 . 意義

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。補助金等とは、客観的に公益上必要があると認められる場合に、反対給付を求めることなく給付する金銭的交付である。補助金等には、その性格から奨励の性質を有するものや、経済支援の性質を有するもの、あるいは行政の政策を補完するもの等があり、団体の運営や活動等を助成し、行政とは別の担い手による公益的目的の達成のために支出されるものである。

また、国の補助金等の手続は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」（以下、「適正化法」という）に基づき処理が行われているが、地方公共団体においても、適正化法に準じ、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的に、補助金等の規則、要綱等において予算の執行及び交付手続等の基本的事項が規定されており、これに基づき補助金等の支出を行っている。

2 . 補助金・負担金等の定義

補助金等とは、補助金、助成金、交付金及び奨励金をいう（補助金等交付基準 1 ）。

八尾市補助金交付規則第 3 条によれば、「市長は、別に定める基準に基づき、市が推進する施策に合致すると認めたものにつき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。」とされており、補助金等交付基準 2（1）に、補助金等交付の判断基準が 4 つ示されている。

趣旨や目的の公益性	補助金等の趣旨や目的が、行政改革大綱に基づき策定された「行政関与の必要性と基準」に示されている基準に沿っているか。
社会的な必要度	補助金等が社会経済情勢の変化に対応したものとなっているのか、あるいは、社会的必要性があるか。
補助金等の交付を受ける者の妥当性	交付先の事業内容が、補助金等の交付の趣旨や目的に沿ったものとなっているか。あるいは、事業効果が期待できるものとなっているか。 また、交付先の設立目的や構成員、役員等の団体の性格や活動状況が妥当か。
手法の妥当性	補助金等を交付する手法以外で施策目的の達成が図れないか。

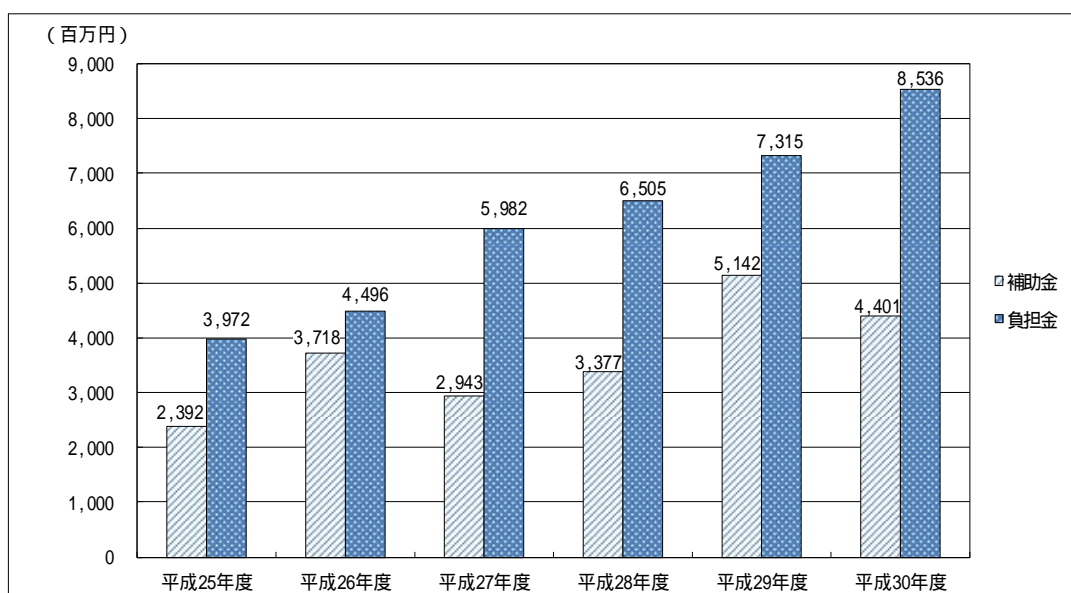
市における補助金等とは、地方自治法第 232 条の 2 にもとづき、公益上の必要が認められるもので、上述の判断基準に照らし、補助金等を交付することが妥当と判断した場合に、支出されるものである。

他方で、負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるものであり、特定の事業について、利益を受けることを前提として負担すべき自己の経費を交付する金銭的給付である。

【 2 】 補助金・負担金等の支出状況

1 . 補助金・負担金等の年次推移

過去 5 年間の市における補助金・負担金等（企業会計への繰出金を除く）の実際支出金額の状況及び平成 30 年度の当初予算額は以下のとおりである。



なお、平成 25 年度から平成 29 年度は決算額であり、平成 30 年度は当初予算額を表示している。

また、負担金の実際支出金額及び当初予算の金額は、決算及び予算において細節で負担金とされているものすべてを記載しているが、本監査対象となる負担金については、ここから実質的に補助金に近い性質を持つと認められるものに限定している（詳細は「【 4 】 監査対象とした補助金・負担金等」参照）。

補助金等の実際支出金額については、平成 25 年度 2,392 百万円から平成 29 年度 5,142 百万円で推移しており、平成 30 年度当初予算額は 4,401 百万円となっている。実際支出金額が増加しているのは、認定こども園等緊急整備事業費補助金の増額や、曙川南土地区画整理事業補助金の新設等が主な要因となっている。

また、負担金の実際支出金額については、平成 25 年度 3,972 百万円から平成 29 年度 7,315 百万円で推移しており、平成 30 年度当初予算額は 8,536 百万円となっている。負担金についても平成 25 年度から平成 29 年度にかけて増加しているが、

障がい福祉分野における負担金が 3,638 百万円増加したこと等が主な要因となっている。

【3】補助金等の管理規定の概要

補助金等の交付手続については、「八尾市補助金交付規則」に規定されており、事務手続の基本的な流れは以下のとおり。

補助金の交付の申請

(八尾市補助金交付規則第5条第1項)

補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金交付申請書を、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の申請をする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金の額
- (4) その他必要な事項

補助金の交付の決定

(八尾市補助金交付規則第6条第1項)

市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)並びに予算で定めるところに違反していないこと
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること
- (3) 金額の算定に誤りがないこと
- (4) その他市長が必要と認める事項

補助金の交付の決定の通知

(八尾市補助金交付規則第8条第1項)

市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

実績報告

(八尾市補助金交付規則第15条)

補助事業者は、補助事業が完了したとき(第12条第2項の規定による補助事

業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長に対しその定める期日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書を提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業に係る実施報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 工事に係るものであるときは、完了届及び完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

補助金の額の確定

(八尾市補助金交付規則第 16 条)

市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

補助金の交付の時期等

(八尾市補助金交付規則第 18 条)

第 1 項 補助金は、第 16 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

第 2 項 補助事業者は、補助金の額の確定について、第 16 条の規定による通知を受けたときは、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

第 3 項 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

【 4 】 監査対象とした補助金・負担金等

今回の監査対象とした補助金等の方針として、政務活動費以外の補助金等全件を監査対象としている。政務活動費については、議員活動そのものを補助する目的で交付されているものであり、市が特定の事業目的を達成する一手法としての補助金とは性質が異なることから、監査対象外としている。

負担金については、金額的重要性を考慮して、平成 29 年度当初予算額が 10,000 千円以上のものを中心として、その名称から実質的に補助金に近い性質を持つと推測されたもの及び複数の課にまたがって支出されている負担金を監査対象とした。負担金是对価性の認められる支出であることから、補助金とは性質を異にするものの、実質的には補助金に近い性質を持つものが負担金に紛れ込んでいないかを検証する目的で監査対象としているものである。

これらについて、補助金等 87 件・負担金 28 件を抽出し、所管課に事前アンケート調査を実施した。負担金については、事前アンケート調査の回答結果等に基づき調査した結果、実質的に補助金に近い性質を持つと認められるものは 2 件のみであり、それら 2 件の負担金を、最終的に調査対象とした。最終的に検討すべき課題等が見込まれるものを中心に下記の 80 件の補助金等及び負担金を抽出し監査対象とした。

今回、最終的に監査対象とした補助金・負担金等については以下のとおりである。

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成29年度交付実績額 (千円)	結果	意見	
《地域関連推進補助金》							
1	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市校区まちづくり交付金	73,597		○	
2		危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金	25,053		○	
3			八尾市防犯灯電気料金等補助金	27,052		○	
4			八尾市地域安全・安心のまちづくり 基金助成金	3,700		○	
5	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市自治振興委員会補助金	17,865			
6	地域福祉部	地域福祉政策 課	八尾市小地域ネットワーク活動推 進事業補助金	54,086			
7		高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金	8,822		○	
8	子ども未来部	青少年課	八尾市青少年育成連絡協議会補助 金・地区青少年育成連絡協議会補助 金・八尾市スカウト協会補助金・八 尾市野外活動協会補助金	1,589		○	
《その他の補助金・負担金等》							
9		危機管理課	八尾防犯協議会補助金	962		○	
10	人権文化 ふれあい部	人権政策課	一般財団法人八尾市人権協会運営 費助成金	9,376		○	
11				世界人権宣言八尾市実行委員会運 営助成金	1,350		○
12				人権擁護委員八尾地区委員会補助 金	258		
13		文化国際課	公益財団法人八尾市国際交流セン ター運営経費補助金	32,230			
14		コミュニティ 政策推進課 1	八尾市地区集会所整備補助金	5,746			
15			八尾市地区集会所家賃等補助金	1,303			

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成29年度交付実績額 (千円)	結果	意見	
16	人権文化 ふれあい部	コミュニティ 政策推進課 1	八尾市市民活動支援基金事業助成金	547		○	
17	地域福祉部	地域福祉政策 課	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金	50,063			
18			八尾市日常生活自立支援事業補助金	5,274			
19			八尾市ボランティア活動振興事業補助金	16,523		○	
20			八尾市権利擁護推進事業補助金	7,000		○	
21			八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金	1,843		○	
22			社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金(児童福祉分野充実分)	6,340		○	
23			八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金	9,397		○	
24			八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金 2	701		○	
25			八尾市地域福祉推進基金事業助成金(地域福祉分野) 3	547			
26			障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金 2	3,670		○
27				八尾市地域福祉推進基金事業助成金(障がい福祉分野) 3	2,231		
28				八尾市身体障がい者住宅改造費助成金	4,483		
29				八尾市地域活動支援センター型補助金	6,000		○
30	八尾市障がい者グループホーム運営支援事業補助金(知的・精神)	4,617					

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成29年度交付実績額 (千円)	結果	意見
31	地域福祉部	高齢介護課	八尾市高齢者労働能力活用事業補助金	44,201		○
32			八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	34,757	○	○
33			八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	2,196		○
34	健康まちづくり部	健康推進課	八尾市献血推進協議会助成金	800		○
35	子ども未来部	子ども施設課	八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金	1,320,036	○	
36			八尾市私立認定こども園等運営費補助金	1,007,303		○
37			八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金	151,332		
38			八尾市保育士確保事業費補助金	9,900		
39			八尾市私立幼稚園就園助成費補助金	6,431		
40			八尾市私立幼稚園事務協力金	2,680		
41			私立幼稚園安全緊急対策事業費補助金	1,851		
42			子育て支援課	母子家庭等自立支援事業補助金	28,624	
43		八尾市実費徴収に係る補足給付事業		2,381		
44		青少年課	八尾市放課後児童クラブ事業補助金	3,099	○	○
45	がんばる「八尾っ子」応援事業応援金		1,100			
46	経済環境部	産業政策課	八尾市ものづくり集積促進奨励金	38,106		
47			八尾河内音頭まつり振興会補助金	30,307		
48			一般社団法人八尾市観光協会運営補助金	26,854		

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成29年度交付実績額 (千円)	結果	意見
49	経済環境部	産業政策課	信用保証料補給金	4,657		
50			中小企業振興対策補助金	5,834		○
51			八尾市地域商業活性化事業補助金	2,085		
52			八尾市特産物指定産地育成事業補助金	2,526		
53			意欲ある事業者経営・技術支援補助金	2,103		
54			大阪版認定農業者支援事業補助金	590		
55			八尾市農業祭事業補助金	450		○
56			八尾市商業共同施設運営費補助金	734		
57			労働支援課	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金	18,049	○
58		資源循環課	八尾市家庭用電動生ごみ処理機購入助成金	246		
59			八尾市生ごみ堆肥化容器購入費助成金	8		
60	都市整備部	交通対策課	八尾市大阪外環状線鉄道建設費補助金	41,046		
61		都市基盤整備課	曙川南土地区画整理事業補助金	911,706		
62		土木管理事務所	八尾市私道舗装助成金	4,441		
63			八尾市用排水路浚渫補助金	1,647		
64		みどり課	八尾市生垣設置奨励助成金	44	○	
65		下水道経営企画課 4	八尾市水洗便所改造資金助成	4,437		
66	建築部	住宅政策課	八尾市木造住宅耐震改修補助金	12,500		
67			八尾市木造住宅耐震改修設計補助金	1,200		
68			八尾市既存民間建築物耐震診断補助金	900		

整理番号	部名称	課名称	補助金名	平成29年度交付実績額 (千円)	結果	意見
69	建築部	住宅政策課	八尾市木造住宅除却補助金	1,500		
70			八尾市空家等除却補助金	150		
71	教育総務部	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金	4,015	○	○
72			八尾市PTA協議会運営補助金	180		○
73	学校教育部	学務給食課	八尾市奨学金	11,852		○
74			八尾市特別支援学校就学奨励補助金	3,063		○
75			民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金	75		○
76		指導課	八尾市中学校クラブ活動近畿・全国大会等参加経費補助金	514		
77		教育センター-5	支援学級センター校通学通級費補助金	8		
78		人権教育課	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	1,500	○	○
79	健康まちづくり部	健康推進課	健康づくり事業の推進に関する協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金	1,750		○
80	経済環境部	環境保全課	環境アニメイテッドやお協議会負担金	2,181		○

- 平成30年4月1日時点の課名称。平成29年度までの課名称は「市民ふれあい課」である。
- 両補助金は、所管課は異なるが、社会福祉協議会が育成を必要と認める団体に対して行う補助に対し、市が社会福祉協議会に補助金を交付するものである。
- 両補助金は、平成29年度から地域福祉分野と障がい福祉分野の区分を廃して事業を一本化しているが、予算は別であったため、所管課は二つに分かれている。平成30年度からは予算も一本化し、地域福祉政策課が所管することとなる。
- 平成30年4月1日時点の所管課。平成29年度までの所管課は「下水道管理課」である。
- 平成30年4月1日時点の課名称。平成29年度までの課名称は「教育サポートセンター」である。

第3 監査の結果及び意見

【結果及び意見の一覧表】

		本編 頁	概要版 頁
第1．監査の結果			
【1】交付要綱の不備について			
32	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	119	18
57	八尾市中小企業勤労者福祉共済事業補助金	183	
71	八尾市文化芸術芸能祭助成金	204	
【2】事務処理規程の遵守の徹底について			
64	八尾市生垣設置奨励助成金	195	18
【3】実績報告書の日付について			
35	八尾市認定こども園等緊急整備事業費補助金	130	18
【4】確定通知について			
44	八尾市放課後児童クラブ事業補助金	156	18
【5】予算の使い切りが行われないようにするための指導強化について			
78	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	228	19
第2．複数の補助金等に対する意見			
【1】補助金等チェックリストの使用について			
	補助金等全般	27	19
【2】概算払いの理由の明確化について			
5	八尾市自治振興委員会補助金	24	20
6	八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金		
7	八尾市高齢クラブ活動助成金		
10	一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金		
11	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金		
12	人権擁護委員八尾地区委員会補助金		
16	八尾市市民活動支援基金事業助成金		
17	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金		
18	八尾市日常生活自立支援事業補助金		
19	八尾市ボランティア活動振興事業補助金		
20	八尾市権利擁護推進事業補助金		
21	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金		
23	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金		

25	八尾市地域福祉推進基金事業助成金	24	20
26	八尾市障がい者団体育成事業補助金		
27	八尾市地域福祉推進基金事業助成金		
29	八尾市地域活動支援センター 型補助金		
32	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金		
34	八尾市献血推進協議会助成金		
36	八尾市私立認定こども園等運営費補助金		
46	八尾市ものづくり集積促進奨励金		
47	八尾河内音頭まつり振興会補助金		
48	一般社団法人八尾市観光協会運営補助金		
50	中小企業振興対策補助金		
71	八尾市文化芸術芸能祭助成金		
72	八尾市PTA協議会運営補助金		
78	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金		
【 3 】 地域活動についての補助金及び交付金の整理について			
1	八尾市校区まちづくり交付金	36	20
2	八尾市防犯灯整備補助金	38	
3	八尾市防犯灯電気料金等補助金	40	
4	八尾市地域安全・安心のまちづくり基金助成金	43	
【 4 】 補助対象経費の明確化について			
8	八尾市青少年育成連絡協議会補助金・地区青少年育成連絡協議会補助金・八尾市スカウト協会補助金・八尾市野外活動協会補助金	58	21
9	八尾防犯協議会補助金	60	
10	一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金	62	
11	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金	64	
19	八尾市ボランティア活動振興事業補助金	81	
20	八尾市権利擁護推進事業補助金	82	
22	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）	89	
23	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金	91	
24	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金	94	
26	八尾市障がい者団体育成事業補助金	99	
33	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	124	
34	八尾市献血推進協議会助成金	128	

71	八尾市文化芸術芸能祭助成金	205	21
78	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	229	
【 5 】 履行確認について			
7	八尾市高齢クラブ活動助成金	54	21
29	八尾市地域活動支援センター 型補助金	107	
32	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	119	
33	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	123	
55	八尾市農業祭事業補助金	179	
79	健康づくり事業の推進に関する協定書第 2 条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金	232	
【 6 】 補助金の評価、成果指標の設定について			
22	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会事業補助金（児童福祉分野充実分）	90	22
23	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金	92	
24	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金	94	
42	母子家庭等自立支援事業補助金	152	
50	中小企業振興対策補助金	168	
【 7 】 補助金の見直し、必要性について			
21	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金	87	22
29	八尾市地域活動支援センター 型補助金	108	
72	八尾市 P T A 協議会運営補助金	207	
73	八尾市奨学金	214	
74	八尾市特別支援学校就学奨励補助金	220	
75	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金	223	
【 8 】 今後のあり方の検討について			
32	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金	120	22
33	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金	125	
第 3 . 各補助金等に対する意見			
【 1 】 暴力団員等の確認について			
7	八尾市高齢クラブ活動助成金	55	23
【 2 】 補助対象委員会のモニタリングについて			
11	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金	64	23
【 3 】 交付実績に対する費用対効果について			
16	八尾市市民活動支援基金事業助成金	74	23

【 4 】申請団体の他補助金等の受給状況の確認について			
26	八尾市障がい者団体育成事業補助金	100	24
【 5 】補助金の交付回数について			
29	八尾市地域活動支援センター 型補助金	109	24
【 6 】補助金交付要綱の名称について			
31	八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金	114	24
【 7 】特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について			
36	八尾市私立認定こども園等運営費補助金	134	24
【 8 】自立支援教育訓練給付金の利用者アンケートの実施について			
42	母子家庭等自立支援事業補助金	151	25
【 9 】放課後児童クラブ利用料の返還について			
44	八尾市放課後児童クラブ事業補助金	157	25
【10】交付要綱の不備について			
71	八尾市文化芸術芸能祭助成金	204	26
【11】助成金の積算根拠について			
71	八尾市文化芸術芸能祭助成金	206	26
【12】事務の効率性について			
73	八尾市奨学金	215	26
【13】備品等に関する定期的な現地確認について			
78	八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金	229	26
【14】負担金と補助金の区分について			
80	環境アニメイテッドやお協議会負担金	235	27

第1．監査の結果

【1】交付要綱の不備について

各補助金等で制定している交付要綱において、実績報告書等の提出期日の定め
に矛盾が生じているケースや 様式の採番が重複しているケースが発見された。

においては、実績報告書の提出期限を定めた条文の第1項と第2項で提出期限
に矛盾が生じていた。本来は、第1項で「対象事業が完了した際に報告を求めるも
の」、第2項で「複数年にまたがる助成を行う場合に、毎年度の報告を求めるもの
及び対象事業を廃止した場合に報告を求めるもの」に対する提出期限の定めをして
いるものとのことであるが、現在の条文の記載からはそのことが読み取れず、提出
期限の矛盾が生じていた。矛盾のないように抽象的な記載ではなく具体的な取り扱
いがわかるよう、交付要綱を修正することが必要である。

においては、同じ番号の様式が2種類存在しているものが見られた。様式の採
番が重複しないよう、正しく定め、交付要綱本文と整合をとるべきである。

【2】事務処理規程の遵守の徹底について

八尾市事務処理規程では、補助金交付金額が200万円以上であれば交付決定に関
する専決者を副市長とし、200万円未満であれば交付決定に関する専決者を部長と
定めている。そのため、補助金の交付決定の専決者が課長となることは設定されて
いないところ、決裁者を課長としている決裁区分誤りが発見された。

補助金の交付決定は現金の支出を伴うものであり、本業務の重要性を考慮して、
決裁権限が部長以上となっていることから、本補助金の交付決定にあたっては、金
額の多寡に応じて、副市長もしくは部長決裁とし、事務処理規程を適切に運用す
ることが必要である。

【3】実績報告書の日付について

事業者から提出された実績報告書の提出日付が平成30年3月30日となっている
ものの、実際には交付対象事業が平成30年3月下旬に完了した後、同年4月に実
績報告が提出されており、実際に実績報告書を受領した日と書面上の日付が整合し
ていないものが見られた。

交付要綱で実績報告書の提出期限が定められており、期日までに実績報告書が提
出されているかを外部から検証することは困難であることから、実績報告書の日付
は遡及して記載するべきではなく、実際に受領した日付を記載すべきである。

【4】確定通知について

八尾市補助金交付規則において、実績報告を受けた場合、補助事業の成果が補助
金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、補助金の額を確定し、
速やかに補助事業者へ通知するものと定められているが、確定通知が発出されてい

ないものが見られた。

確定通知が発出されなければ、提出された実績報告について、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであったか否かについて対外的に不明瞭となるおそれがある。したがって、実績報告を受けたのち、速やかに確定通知を発出すべきである。

【5】予算の使い切りが行われなくするための指導強化について

概算払いにより交付されている補助金において、過去5年間の実績報告額が予算額と完全に一致しているものが見られた。通常、予算額と実績額が完全に一致することはなく、それが毎年続いていることは極めて不自然であり、年度末付近で物品購入等を行って調整し、実績額を予算額に合わせている可能性が高いと考えられる。実際に、過去5年間の実績報告を見ても、3月の年度末最後の支出において、紙代やCD-R代、プリンターインク代等の支出により1円単位で実績額を予算額に一致させ、予算を使い切るように調整している可能性が高い。

補助金は、本来、単年度の活動に対する補助であるため、翌年度以降に使用する物品の購入等を行うべきではなく、予算に余りがあれば不用額とすべきである。予算の使い切りを行わないように指導を徹底すべきであり、このような補助金交付が続き、本補助金の目的に見合わない交付が一部行われようであれば、補助金の廃止も検討すべきである。

第2．複数の補助金等に対する意見

【1】補助金等チェックリストの使用について

補助金等は、それぞれ、住民福祉の向上に資するために明確な交付目的をもって交付されるものである。限られた財源のなか、有効かつ効率的な行政運営を行うためには、定期的に補助金等の評価を行う必要がある。市では、補助金等の交付・支給額の判断基準である「補助金等交付基準」が作成されており、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは、交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的(概ね3年ごと)に見直しを行う。」ことが定められている。そして、補助金等の評価に使用するために「補助金等チェックリスト」が作成されている。

しかし、「補助金等チェックリスト」は使用されておらず、それぞれの補助金について、どのように評価を行ったのかがわかる記録は残されていなかった。

現在交付されている補助金等のなかには、より大きな事業を推進するための一つの施策という位置づけのものもあり、そのような補助金等の評価については、補助金等を含む事業単位の「事後評価報告書(事務事業評価)」において、事業全体として有効性等の評価が行われている。このような事務事業の評価自体に問題があるわけではないが、その一施策のなかに補助金等が含まれる場合は、補助金等として

支出する以上、費用対効果等の観点から、当該補助金自体の継続・廃止の評価も定期的に実施される必要がある。

また、団体運営費補助に関しては、事業費補助への転換検討を行う、事業費補助については補助率の見直し等の検討を行う等、市の補助金等の見直しの取り組みとも整合性を図る必要がある。

したがって、「補助金等チェックリスト」を用いて、各補助金の評価を定期的実施し、各課で統一的な基準に基づいた補助金等の評価を行うとともに、評価の結果を事後的に確認することができるようにすべきである。

【2】概算払いの理由の明確化について

補助金とは、公益上の必要がある場合に、地方公共団体に認められた支出である。なお、補助目的を達成するにあたって、交付先の財政的基盤が脆弱なこともあり、補助金の支出を原則的な交付方法である事業完了後の確定払いのみとすると、交付先の円滑な事業運営が困難となり、ひいては補助目的が達成されないということにもなりかねないので、概算払いという支出の方法が認められている。

他方で、地方公共団体の支出の原則は、その目的を達成するために必要かつ最小限度の支出でなければならず、未確定の金額を概算払いにより支出することは特例的に認められたものであると考えられる。また、八尾市補助金交付規則においても、概算払いが必要と認められる場合に限定された、例外的な補助金の交付方法となっている。

しかし、現状では、概算払いの理由の明確化がなされておらず、八尾市補助金交付規則に即した運用がなされているか確認できない状態であった。

概算払いは八尾市補助金交付規則上、あくまでも例外的な取扱いとされていることに鑑み、概算払いにより補助金を交付する場合、概算払いの根拠及び理由を明確化し、それが八尾市補助金交付規則に照らして適切なものであるかを検討し、上席者が承認した証跡が確認できるようにすべきである。

【3】地域活動についての補助金及び交付金の整理について

地域活動についての補助金は、その地域で公益上必要と思われる活動に対して交付されるものである。

市では、各小学校区を「地域」の基本単位として、地域に関わる各種団体が参画して構成される校区まちづくり協議会が設立されており(市内全28校区)、各校区まちづくり協議会が作成した「わがまち推進計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対する財政的支援を目的として交付される「八尾市校区まちづくり交付金」(補助金 No. 1)がある。一方で、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在している。(「八尾市防犯灯整備補助金」(補助金 No. 2)、「八尾市防犯灯電気料金等補助金」(補助金 No. 3)、「八尾市地域安全・安心のま

ちづくり基金助成金」(補助金 No. 4)、「八尾市自治振興委員会補助金」(補助金 No. 5)、「八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金」(補助金 No. 6)、「八尾市高齢クラブ活動助成金」(補助金 No. 7)、「地区青少年育成連絡協議会補助金」(補助金 No. 8))

地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。

校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については既に一定整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方等を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化にもつなげることが必要である。

【4】補助対象経費の明確化について

補助金の交付要綱において、補助対象経費についての規定がないものや補助対象経費の範囲が明確に定められていないものがあつた。また、補助対象経費の範囲についての規定はあるものの、適切な支出額の判断が困難な経費についての具体的な交付基準がないものがあつた。

補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。また、補助対象経費であっても、旅費や講師謝礼等適切な支出額の判断が困難であるものについては、補助対象経費として認められる上限額を交付要綱で定める等して、予め交付基準を明確に定めるべきである。

【5】履行確認について

実績報告書等の確認において、数値の正確性を検証するために必要となる証拠書類等の入手が不十分なものがあつた。

実績報告書等にもとづいて、補助金の交付金額が確定されることから、実績報告書等の入手に加えて、証拠書類や関連する帳簿等を入手し、記載内容の正確性及び支出の妥当性を確認すべきである。また、交付先が決算書を作成しており、決算書の内容が実績報告書等と概ね一致すると考えられる場合には、実績報告書等に加えて決算書を入手し、実績報告書等に計上されている金額の網羅性と決算書との整合性を確認すべきである。

【6】補助金の評価、成果指標の設定について

補助金の評価において、補助事業が含まれている事務事業の「事後評価報告書（事務事業評価）」のなかで実施されていたが、評価指標は補助事業の目的と直結する指標ではなく、適切十分な成果指標となっていないものや 成果指標を定めることができないという理由で定められていないものがあった。

このような状況において、補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。補助金として支出する以上、費用対効果等の観点から、補助金の継続・廃止の評価は継続的に実施されなければならない。補助金に直結する成果指標を定めて適切な評価を実施すべきである。なお、適切十分な成果指標を定めることが困難な補助金については、補助金等交付基準に定められている補助金等チェックシートの内容（趣旨や目的に公益性があるか、社会的な必要度があるか、補助金等交付先の状況）を確認し、評価すべきである。

【7】補助金の見直し、必要性について

少子高齢化や児童虐待等、住民の課題が複雑化、多様化し、社会情勢は一定変化しているなか、補助金の見直しが長期間実施されていないケースや補助交付先に繰越金（正味財産の増加）が生じているケースがあった。

現状の把握及び分析を実施の上、交付要綱の見直しを実施すべきである。その際、見直しに関する検討記録を残し、上席者が検討結果の妥当性を確認すべきである。それにより、担当者が異動となった場合でも検討記録を参考として効果的かつ効率的な検討が図られるものと考えられる。

また自己収入が少なく、財政的基盤の弱い団体の事業費を補助するという補助金の性質上、正味財産が増加傾向にある現在の状況からは、補助金の交付額の妥当性、補助金の効果、必要性を検討することが必要である。

【8】今後のあり方の検討について

補助事業の延べ利用者数が減少傾向にあり、現状では補助事業が有効に実施されているかどうかの判断ができないケースがあった。制度設計当初から市民のニーズ及び補助交付先の役割が変化しているとも考えられるが、限られた財源の中、福祉施策を維持するためには、福祉施策の中でも何が必要か精査し、今後のあり方を検討すべきである。

また福祉の担い手の確保が困難な中、地域の身近な施設を活用して、住民参加型の非営利団体による柔軟できめ細やかな日帰りサービスを提供している街かどデイハウスは延べ利用者数が減少傾向にあるものの重要な地域資源であると考えられる。総合事業の通所型サービスAあるいはBに位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間（平成30年度から平成32年度）中に、街かどデイ

ハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。

第3．各補助金等に対する意見

【1】暴力団員等の確認について（八尾市高齢クラブ活動助成金（補助金 No. 7））

平成 30 年度から交付要綱が改正され、助成対象者から暴力団員及び暴力団密接関係者が会員である高齢クラブを除くと明記されている。

高齢クラブの会員の状況は毎年変化するため、毎年、新規、既存に係わらずすべての高齢クラブに会員の中に暴力団員等がないかの確認を実施させ、その報告を誓約書等で受けるべきである。

【2】補助対象委員会のモニタリングについて（世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金（補助金 No. 11））

運営費として助成金を交付する以上、市としては助成事業者に対し運営費助成額の削減努力を促す責任があると考えられる。

しかし、本助成金の対象となる助成事業者は、季刊誌における会員募集やホームページでの活動報告等を通じた会員募集を行っているものの、ホームページにおけるお知らせ以外の活動内容や活動報告の更新が平成 25 年度で止まっていた（平成 30 年 11 月 21 日現在）。

市所管課は助成対象となっている年 4 回の季刊誌への掲載を通して会員募集活動の状況について確認されていたが、ホームページの内容確認までは行っていない状況であった。

ウェブ上で活動報告を継続的に発信することは会員募集の一つの方法として有用であると考えられるため、市として運営費助成事業者が適時に活動報告を発信しているかについて、ホームページの内容確認等を通してモニタリングを実施すべきである。

【3】交付実績に対する費用対効果について（八尾市市民活動支援基金事業助成金（補助金 No. 16））

本助成金の交付実績額は減少傾向にあるのに対し、助成金交付事務に多くの時間がかけられており、助成にあたっての審査会の審査員に対する報酬も支払われている。

市の職員の関与時間は、その間別の業務をすることができなかつたことになるため、内部的なコストとして認識すべきものである。現状の交付実績では、市の職員の年間関与時間及び審査員への報酬に対して、事業としての効果は低いと考えられる。

事業を実施する場合には、その費用対効果も勘案し、事業内容を検討することや

事業にかかる時間数等の判断を行うべきである。

【4】申請団体の他補助金等の受給状況の確認について（八尾市障がい者団体育成事業補助金（補助金 No.26））

本補助金以外で障がい者団体の活動が対象となる補助金等として、「八尾市地域福祉推進基金事業助成金」（補助金 No.25）がある。平成30年度においては、両補助金等から交付を受けている障がい者団体が1団体あった。同一の団体が複数の補助金等を受給することは、複数の事業を実施しており、各事業にその必要性が認められるのであれば、十分に考えられることである。しかし、本件においては、交付申請時の事業名称は同一のものとなっており、別の事業に対して交付が行われているのかを確認することは困難であった。

同一の団体が複数の補助金等を受給する場合には、それぞれの補助金等が別の事業に充当されるものであることを所管課で十分にヒアリングし、補助金等の交付の可否を判断すべきである。また、その判断の結果、同一の団体に複数の補助金等が交付されることになった場合には、その合理的な理由を文書化し、上席者が確認する体制を整備することが望まれる。

【5】補助金の交付回数について（八尾市地域活動支援センター 型補助金（補助金 No.29））

本補助金を交付するにあたり、交付先からの申請にもとづいて、概算払いにより補助金全額600万円を一括で交付している。しかし、補助金の大部分は人件費に充当されており、補助金の交付を四半期ごとや半期ごと等複数回に分けることが可能な状況であった。

本補助金の交付金額は600万円と高額であり、これを一括で概算払いにより交付することには、一時的な資金の流用のリスクがある。交付先の業務遂行のために補助金全額を一括で交付する必要性は認められないため、四半期ごともしくは半期ごとに分けて補助金を交付すべきである。

【6】補助金交付要綱の名称について（八尾市高年齢者労働能力活用事業補助金（補助金 No.31））

本補助金の補助金交付要綱は「事業補助金交付要綱」という名称となっているが、補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。

要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。

【7】特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について（八尾市私立認定こども園等運営費補助金（補助金 No.36））

本補助金は、保育の充実及び子育て支援の推進等を図るために、市内にある認定こども園等に対し、保育士を配置するために必要な人件費や休日保育事業実施に必要な経費等の運営費を補助するものである。補助項目のなかに、「特別加配保育士配置費」と「保育士配置基準改善費加算」がある。両者ともに年間の給与額が補助基準額を超える保育士を配置及び実績報告書に記載し報告すれば、補助基準額の満額を受領することが出来る仕組みであることから、ほとんどの事業者において補助基準額を超える保育士の人件費を実績として報告してくる状況であるため、補助対象額と補助基準額を比較して少ない方の額を交付するという判定が、あまり意味をなさないものとなっている。また、保育士の配置の仕方や実績報告の記載の仕方等で補助基準額満額が交付される事業者と補助基準額に満たない額が交付される事業者が存在することとなっているため、事業者間の公平性の観点からも問題がある。

以上のような問題点を解消するため、特別加配保育士配置費と保育士配置基準改善費加算について、補助要件を満たしている事業者に対しては、一律で一定額の補助を行うことを検討すべきである。

【 8 】自立支援教育訓練給付金の利用者アンケートの実施について（母子家庭等自立支援事業補助金（補助金 No.42））

母子家庭等自立支援教育訓練給付金については、既に就いている職場の仕事をしながらキャリアアップのために指定講座を受講する受給者が多いこともあり、講座修了後の就職状況等のアンケートは実施していない。

本補助金については、ひとり親家庭の資格取得により就業を効果的に支援し、自立促進を図ることを目的としているため、指定講座を修了した結果、受給者の就業・労働状況がどのように改善したのかを把握することは、本補助金の効果測定にあたって必要であると考えられる。したがって、指定講座修了後の就業・労働状況についてアンケートを実施し、受給者の状況の把握に努めるべきである。

【 9 】放課後児童クラブ利用料の返還について（八尾市放課後児童クラブ事業補助金（補助金 No.44））

市では市営の施設も民営の施設も月ごとに放課後児童クラブの利用料を徴収しており、月の途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。月の途中での退室児童に対して徴収した利用料を日割計算して返還する場合、事務が煩雑となり事務コストが発生している（市営の施設においては行政コストとなる）。共働き世代の増加に伴い、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金行政事務の増加、返還に係る事務コストに対応する補助金が必要となる。大阪府下の他の中核市においても、日割計算による返還を行っている団体はなく、ほとんどの団体が月額利用料の返還を行っていない状況である。

上述のことから、公営の施設も民営の施設も月の途中で退室した児童の月額利用

料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の中途で退所した児童の月額利用料を返還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が必要である。

【10】交付要綱の不備について（八尾市文化芸術芸能祭助成金（補助金 No.71））

本助成金の対象となる八尾市文化芸術芸能祭は毎年 11 月に開催されているが、助成金の交付要綱では、毎年 5 月末日までに関係書類を提出することを求めている。事業実施から半年後の報告では、報告の適時性に欠けるため、例えば事業実施後 30 日以内に報告を求めることとする等、要綱を修正することが望まれる。

【11】助成金の積算根拠について（八尾市文化芸術芸能祭助成金（補助金 No.71））

本助成金の額は交付要綱にて定義されているが、予算の範囲内とするという内容にとどまっており、具体的な積算の根拠までは明確に定められていない。なお、平成 29 年度の八尾市文化芸術芸能祭決算書では市の助成金の 1 割を超える額が次年度に繰り越されているが、精算は行われていない。

助成金の必要性や効果検証を正確に実施するために、助成金の積算根拠や補助率等を明確に記載するとともに、結果的に単年度収支において多額の繰越金が生じた場合には、積算根拠や補助率等、繰越金が生じた要因を検証したうえで、補助金額を見直す等の対応をすべきである。

【12】事務の効率性について（八尾市奨学金（補助金 No.73））

八尾市奨学条例において、受給資格として本市民で学資に乏しい者と定められているのみで、学資に乏しい者とはどの程度の者なのか、具体的に八尾市奨学条例やホームページ上での案内に記載されていない。そのため、毎年 250 名枠のところ 450 件程度の申請が行われており、それらの申請書類の確認及び順位付けに事務作業の時間が多く発生している状況である。平成 29 年度の採用者 250 名の所得の状況を確認すると、非課税世帯の者が大半である。事務の効率化の観点から、毎年の採用者の所得の状況を分析し、学資に乏しい者とする所得水準を明確にすることが望ましい。

【13】備品等に関する定期的な現地確認について（八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金（補助金 No.78））

本補助金については、1【5】の指摘のとおり、予算の使い切りが毎年度行われている。このような現状にあっては、予算額と実績額を合わせるために年度末の 3 月において、翌年度以降に使用する物品を購入していること等が想定される。したがって、年に 1 度は立ち入り調査を行い、本補助金をもって翌年度以降に使用する物品を購入していないか等の観点で確認を行うべきである。

【14】負担金と補助金の区分について(環境アニメィティッドやお協議会負担金(補助金 No.80))

市が構成団体の一員である協議会に対して、会費以外に負担金を拠出している。構成団体のうち負担金を拠出しているのは市のみである。

負担金の定義について地方財務実務提要における負担金の概説を参考とすると、「任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められていた費用を支出する場合」等と整理される。また、同提要における補助金の概説によると、補助金は「特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの」等と整理される。市から会費を支払っている現状において、会費に加えて行われる給付は対価なくして支出される事業費補助的な性格があると考えられる。本負担金は上記の定義に照らすと、補助金としての性格が強く、補助金との区分が曖昧となっていると考えられる。

補助金に関しては交付規則が定められており、交付手続が明確化されている。一方で負担金については、負担金ごとに法令、協定、規約等により負担方法が定められる。補助金と負担金の支出区分が曖昧となると、同質の支出に対して異なる手続が行われる可能性があり、行政手続の処理の一貫性が損なわれるおそれがある。

本負担金について今後も負担金の性質を持つものとして整理するのであれば、他の構成団体へも一定の負担を求めるべきである。一方、他の構成団体への負担を求めず、市のみが支出するのであれば、補助金と同等であると考え、交付要件を整理する等の検討を実施すべきである。

最後に

補助金・負担金等は、それぞれが政策目的達成のための手段として重要な機能を有しているものであるが、出生率の低下等から住民人口の減少傾向や高齢化が一層進行する等社会情勢の変化とともにその必要性が変化するものである。また、この平成 30 年 4 月に中核市に移行したこともあり、各補助金・負担金等の事業目的が達成されているか、行政の公正性を欠くおそれがないか等の検討を行った。特に、市では「八尾スタイルの地域分権」を掲げ、地域と向き合いながら様々な施策を展開し、まちづくりを進めていることから、「八尾スタイルの地域分権」に関する補助金（地域関連推進補助金）につき総合的に検討を進めた。併せて、大阪府下の各中核市間の比較・分析も行った。

監査の結果、当報告書で指摘した内容（監査の結果 7 件、意見 53 件）は、未来志向の魅力あるまちづくりに向けての市の取り組みにとって有益なものと信じている。

我が国は、少子化による急速な人口減少と高齢化という危機に直面し、総人口は既に減少局面に入っている。こうした中で、公共施設等のリニューアルや耐震工事、社会保障費の増加等の財政負担が待ち構えている。さらに、最近の防災対策等の安全・安心への取り組み等良きガバナンスが求められている。他方、今後、各住民が「人生 100 年時代」の中で住民生活を維持するのに不可欠なニーズが充足されるためには、自治体として新しい公共の協力関係を構築していくことが必要であり、市においても今後さらに真剣に取り組む必要がある。

今回、特に「八尾市校区まちづくり交付金」について検討し指摘をしたところであるが、今後、さらに、「八尾スタイルの地域分権」の進展如何では、校区まちづくり協議会の役割等も変わっていくことも想定される。校区まちづくり協議会や構成団体に対する各種補助金を一本化して交付し、各領域（団体）への再配分を校区まちづくり協議会の自律性に任せる、といった仕組みの構築、将来的には、校区まちづくり協議会に法人格を持たせ、役割と責任を明確にしたうえで住民の自立を阻害することのないように活躍できる環境の整備、といったことも検討に値すると考える。

本報告書の指摘は、外部監査人の視点から、限られた情報や時間の中で発見したものであるため、今回の監査結果を受け、市としてさらなる調査・検討を進め、指摘した内容や今回のディスカッションを契機に、市が有する人材やノウハウを活用して、具体的な措置等の立案・実施及び効果的な情報発信をしていただきたい。本報告書が今後のマネジメントの改善の一助になることを期待する。

以 上

